

認定個人情報保護団体に期待される役割及び委員会としての活動方針等について

1. 法律の規定の趣旨及び改正の概要について

認定個人情報保護団体（以下「認定団体」という。）とは、業界・事業分野等の特性に応じた民間事業者による個人情報の保護の推進を図るために、自主的な取組を行うことを目的として、現行の個人情報保護法の下で主務大臣の認定を受けた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）である。

改正個人情報保護法では、従来、主務大臣が行っていた認定団体に係る認定及びその取消し、認定業務の実施の方法の改善並びに認定団体が策定する自主ルールである個人情報保護指針（以下「指針」という。）の変更その他の必要な措置をとるべき旨の命令等の権限を個人情報保護委員会が引き継ぐこととなる。

また、認定団体制度の実効性を高めるため、次のような制度改正が盛り込まれている。

- ・ 指針の内容が公平かつ適正なものとなるよう、認定団体が指針を定める際には、消費者の意見を代表する者やその他の関係者の意見を聴くよう努めること
- ・ 事業者がどのような指針の下で個人情報等を取り扱っているかについて、個人が容易に把握できるよう、指針の委員会への届出を義務化（委員会はこれを公表）
- ・ 対象事業者による指針の順守を図るため、認定団体の対象事業者に対する指導、勧告等の必要な措置を義務化（現行法は努力義務）

2. 認定団体に期待される役割について

上記の改正の内容に加え、これまで法規制の対象外だった5千人分以下の個人情報を取り扱う事業者も適用対象となる中、事業者による個人情報等の適正な取扱いを確保するために、認定団体との連携の強化は不可欠となるところ、委員会としては各認定団体に対し次のような役割を期待するものである。

① 信頼性のあるルールの策定

- ・ 事業の特性に応じた自主ルール（指針）の策定
- ・ 消費者団体や有識者等の意見を取り入れた公正・透明なルール作り

② 対象事業者へのルールの徹底、指導、勧告等

- ・ 苦情相談体制の整備
- ・ 監督ノウハウの蓄積
- ・ 漏えい時対応等に関する日常的点検

③ 事業者と委員会との間の情報のハブ機能

- ・ 法律や規則・ガイドラインの対象事業者への周知
- ・ 事業者の運用実態や課題等の情報の収集及び委員会との情報共有

3. 委員会としての活動方針について

委員会としては、上記内容を踏まえ、次のような形で認定団体や消費者団体等との連携を強化していくこととしたい。

(1) 認定団体との連携強化に向けた活動

① 指針の変更の支援

- ・ 法改正に伴う指針の改定に当たっての支援
- ・ 特に、匿名加工情報の作成ルールを定める上で参考となり得る情報の提供（事務局レポート等）

② 連絡会の定期的開催

- ・ 法律やガイドライン等の周知
- ・ 各認定団体の活動状況及び事業者の個人情報等の取扱い実態等の情報共有

(2) 消費者団体に向けた活動

指針の作成に当たって「消費者の意見を代表する者その他関係者の意見を聴く」旨の認定団体の努力義務に関して、消費者団体等の理解と対応を促進するための活動を行う（消費者団体とのネットワーク構築や、指針作成プロセスへの参画への理解を有する消費者団体における人材の育成に対する支援等）。

(3) 認定団体制度の活性化に向けた活動

認定団体ではないものの個人情報の取扱いに関する自主ルールを策定して活動している団体、認定団体の対象事業者になっていない事業者に対し、認定団体制度の活用を促進するため広報・啓蒙活動を行う。

4. 認定団体に係る政令及び委員会規則等の方向性について

(1) 政令・委員会規則について

個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第9条及び第10条の「主務大臣」を「個人情報保護委員会」に変更するほか、認定の申請や指針届出の手續に関する規定の整備を行う。

(2) 認定団体の認定基準について

現在の各主務大臣の認定基準におおむね共通する内容を踏まえつつ、委員会として団体の認定を行うための認定基準の策定を行う。

(参考条文)

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）【全面施行時】

（個人情報保護指針）

第五十三条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。
- 4 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならない。

○個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）

（認定個人情報保護団体の認定の申請）

第九条 法第三十七条第二項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出してしなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
- 二 認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地
- 三 認定の申請に係る業務の概要

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款、寄附行為その他の基本約款
- 二 認定を受けようとする者が法第三十八条各号の規定に該当しないことを誓約する書面
- 三 認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 四 認定の申請に係る業務を適正かつ確実にを行うに足る知識及び能力を有することを明らかにする書類
- 五 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- 六 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- 七 対象事業者の氏名又は名称を記載した書類及び当該対象事業者が認定を受けようとする者の構成員であること又は認定の申請に係る業務の対象となることについて同意した者であることを証する書類

八 認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類

九 その他参考となる事項を記載した書類

- 3 認定個人情報保護団体は、第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は前項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨（同項第三号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、その理由を含む。）を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

（認定業務の廃止の届出）

第十条 認定個人情報保護団体は、認定業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
- 二 法第四十二条第一項の申出の受付を終了しようとする日
- 三 認定業務を廃止しようとする日
- 四 認定業務を廃止する理由

以上